

鹿児島県議会・企画建設委員会のおおよその要約です。

地域政策課長：3004 号についてその後の状況の変化は無い。開発協定等について霧島市と認識の共有を図るために情報の交換を継続して行っている（3 月議会と全く同じ文言でした）

青木：3004 号について本会議でこの問題について毎回代表質問を行っている。今回も柳議員が質問した。協定書の取扱いに関する陳情書ということで読みしてもらった。開発行為の許可権者である県と協定書を結んだ霧島市が、ボールの投げあいをして少しも地域住民の気持ちを汲み上げようという配慮が見えない。霧島市と県は認識の共有を図るために意見交換の協議を続けているとのことであるが、どういう認識の共有を図りたいと思っているか？

地域政策課長：認識の共有とは霧島市と県の地域政策課、森づくり推進課で協議。

①防災調整池の土砂の排出状況を確認し、認識の共有

②後はそれぞれの技官の質問、共有

③霧島市からの住民の状況、今の情報をもらい、まずは防災調整池の土砂の排出、施工についての共有

青木：そのような認識の共有も大事だが、陳情書にある開発協定書、環境保全協定書は霧島市が結んでいるわけであるが、開発行為の全体の許認可、監督指導権限は県にある。どのような経過でこの協定書が結ばれ、それに対して県はどのような認識を持って開発許可をして、その後、指導監督義務は県にあると示されているが、必ずしも霧島市から見ても指導監督が適正に行われていたとは思えない、適正でない結果を生んでいる。県の開発許可者としての指導監督義務はどのようにあるべきか、霧島市とはどのような認識を共有すべきであったのか、そのような認識の共有をやり、陳情者が懸念していることを前向きに解決するような認識の共有を図るべきではないか？

地域政策課長：住民、(株)キリシマ、霧島市の 3 者で協議をしているという情報はもらっている。災害が起こらないように土砂の排出も終わり、施工計画も出ていることから、そのような方向へ進んで行かねばならないと考えている。霧島市とも協議してゆく。

青木：平成 5 年 3 月 19 日に協定書が結ばれ、着工して 19 年になる。事業者はゴルフ場は資金調達が出来ない、資力もないので建設する能力が無いと言っている。このような計画が未だに生きているとはどのようなことか？

地域政策課長：企画建設委員会の視察において、(株)キリシマの発言はあった。一方では資金計画が旨く行けばゴルフ場を作るとも言っている。ゴルフ場の中止が明らかになった時点で開発協定とか土地利用対策要綱に基づく対応が出来る。まだはっきりとした対応を示していないから、この計画は続いている。

青木：常識ではその社長が同じ敷地に大規模養豚場を計画し、アセスを行っている。アセスを指導する部署も県である。資金繰りが旨く行けばやりたいといいながら養豚場も計画している。訳が分からない。事業者に的確な指導、助言、監督が出来ないのか？

森づくり推進課長：この計画がスムーズに行くかどうかを判断するために調査をするのが環境アセスである。現在林地開発許可はゴルフ場開発となっており、事業者が仮に養豚事業へ変更する場合は変更の許可となる。現在変更許可申請は行われていないから、県としてはゴルフ場建設の事業が行われていると理解している。

青木：アセスはゴルフ場許可に関わるものだけか？

森づくり推進課長：現在アセスを行っているのはゴルフ場開発のアセスでは無い。養豚場関係のアセスである。

青木：アセスの助言、監督を行っている部署は？

森づくり推進課長：環境林務部である。

青木：森づくり推進課が関わっているか？

森づくり推進課長：森づくり推進課では行っていない。

青木：環境部門が指導、助言を行っているのか？

森づくり推進課長：指導というか、手続きを行っている。

青木：森づくり推進課の承知しているアセスとはゴルフ場開発に係る林地開発許可に伴うアセスという事か？ 同じ環境林務部の環境サイドでは同じ土地に対して養豚場のアセスの助言というか、承

知していると。環境林務部の中での意見調整というのはあって然るべきで、同じ土地に対して 2 つの目的のアセスが存在するという事を、執行部は頭の中で混乱しないか？

森づくり推進課長：現在進められているアセスはゴルフ場開発ではなく、養豚場建設に対するアセスです。平成 5 年度に林地開発許可をし、現在進んでいる。一般論として許可を受けて状況が変わり、目的を変えて開発をするというのはある。その場合、林地開発許可制度では変更の許可の手続きをし、再許可をする事になる。林地開発許可制度では他の事業の可能性についてアセスを行う事を止められない。

青木：住民はゴルフ場建設であるという事で土地を譲渡したと推察できる。住民が話が違う、約束違反であるから、土地を返せとなった場合、どのような指導、監督になるか？

森づくり推進課長：林地開発許可制度の許可について、土地の同意という書類が添付される。それを確認して許可をする。

青木：具体的に土地の譲渡に関わる契約違反というのは無いか？

森づくり推進課長：林地開発許可制度においては、許可の権利者の同意の書類を提出してもらっている。その書類が整えば、許可をする。

青木：事業者が住民に理解を求め、地元の行政に理解を求め、開発行為に対して県が許可を与える。このような流れの中で約束違反が発生したときに、その是正をする（養豚場を作るために売ったのでは無い、土地は返してくれ）時の定め（要綱、協定、協約）はどのようになっているか？

森づくり推進課長：林地開発許可制度は許可の段階で権利が移っている、同意を示したものととして審査し、許可をする。仮の話はなかなか難しいが、それが撤回されて権利が移った場合はさらにその方の同意を求めて、その書類を出させる事になる。

青木：開発許可を行った側が是正が出来るような条項を担保しないで認可に当る事があるのか？ 是正措置は企画部か林務部のどちらかが担保していないと思うが？ 林務の話だけで進むのか？

地域政策課長：開発協定の 23 条に返還の条項がある。これによって返還が実現できる。

青木：開発協定書、環境保全協定書を結んだ地元の自治体と開発行為の許可を与える県がしっかり機能しないと、このような失敗事例が地域住民を苦しめる事になる。だからこそ、県と霧島市はもっと認識を共有し、共同して当る事が求められていると思う。そのような営みを今日からでも前進させるつもりはないか？

地域政策課長：今後とも意見交換を行い、ゴルフ場の対策について 3 者一体となって取り組んでいきたい。

青木：ゴルフ場建設計画は事実上破綻していると認識している。沈砂池の土砂の排除、施工計画にしても地域住民は勉強し、現地を調査し、事業者、霧島市議会との協議に臨んでいる。事の発端であるゴルフ場計画を県がどのように見るかに掛かっている。19 年もゴルフ場建設をせずに、事業者は資金繰りが旨く行けばゴルフ場建設を作りたいと、このような状況をだらだら続けて行く事について許認可権限を持つ県としてどのような認識を持っているか？

地域政策課長：毎年、工事進捗状況の調査を行っている。その際、現地において霧島市、事業者と話をしている。ゴルフ場について今後どうするのかと話をしている。事業者は資金繰りがつけば、ゴルフ場を作る意思はあると言っている。一方で養豚場の環境アセスを行っているとの説明を受けている。県としては事業者から取り下げの申し入れが無い以上、取り下げをしなさいという指導は考えていない。これからも事業者の意思確認をすると共に、霧島市、森づくり推進課、地域政策課と情報の共有を図りながら

市町村単位のゴルフ場数についての質疑があったが割愛

青木：事業者は毎年 1 月に地域政策課に出向き、今年も資金繰りが良くなればやる決意であるとそのような話を行っているか？

地域政策課長：文書（工事進捗状況報告書）で報告がある。その後、地域政策課が現地に出向き霧島市と(株)キリシマ立会いで現場を見て、報告を聞いている。

青木：そのような事を 19 年続けてきて、県の土地利用対策要綱では事業者が計画を取り下げない限

りは「いい加減にせんか、建設可能性の無いものをいつまでも引っ張るな」などは言えない、非常に辛い行政の立場か？

地域政策課長：あくまでも業者はゴルフ場開発を中断しているが、資金を投入しているので、事業者が取り下げない限りは、土地対策要綱上は、土地対策要綱に違反していれば勧告できるが、今のところ要綱に違反していると言えない。現在のところは事業者のほうが、例えば養豚場の計画が明確になった段階で取り下げてもらおうとか、そういうことでないといけない。

山田：行政のあり方で最終的に判断をするのは違法性があるかである。色んな決まりの中で、それに触れるような業者の対応、そのような事案があった時には厳正に対応すべき。しかし法律に基づいて条例に沿った対応が為されている時は色々な意見がある。それと照らし合わせた時の県の対応はどの角度から質問を受けても、確固たる信念を持って、信念の根拠とは違法性の有無である。何かやる時には反対、賛成意見は必ずある。反対派は道義的とか、今の社会情勢の中でとか言う。言うのは結構だが、民間企業は今は簡単に、バブルの頃と違ってあれをやりたい、これをやりたい、資金繰りもできますよと言う時代ではない。時代の流れの中で、時代の背景を見ながら色々な計画を立てている。そのような中で県が法律に基づかず道義的とか感情論とか、あるいは反対派がいるからとか、法律を捻じ曲げる事はあってはならない。このような対応は好ましくない。私のお願いは答弁の中でおっしゃる事は理解できるが、それは法律に基づいた質問ではないとか、そのような仕分けをしていかないと、いつまでもその話は尾を引いて行くと思う。どこかで決断をすべき。逆に違法性がある場合は我々もその点については徹底して県の対応を追及して行かねばならない。その辺りの線引きをしっかりとしないと、この話はなかなか難しいところがある。その考え方の意見を、山田お前の言っている事は間違っているよと、それならそれでいいんですよ。私もこれらとか、今までもそういう対応をしてきたと言うならそれも一理ある。（この議員さんは当委員会の自民党部会長です。）

地域政策課長：地域政策課所管については県の土地利用対策要綱に基づいてやってきた。森づくり推進課は森林法に基づいて林地開発の許可をやってきた。県としてはこれからも・

山田：民間企業は自分たちで活路を見出していかなければならない、これは行政には分からないところがある。ただ行政が民間に分からない、あなたたちは分からないよと言えるのも、法律に基づいて、あるいは条例、規則に基づいて対応してくださいよという時に、そこで民間のエゴがあってはならないと思う。その辺りの線引きをしっかりとしながら、この問題は長く掛かっているのだから、対応を誤らないようにやっていただきたい。

地域政策課長 地域政策課所管については、鹿児島県土地利用対策要綱に基づいてやってきた。森づくり推進課のほうは森林法に基づいて林地開発許可というものをやってきた。県としては、これからも法に基づき、あるいは要綱に基づいて対応をしてゆく。

山田：とにかく民間企業というのは、自分たちで活路を見出さないといけない。これは行政には分からないところがあるんですけども、ただ、行政が民間に分からない、あなたたちは分からないよと言えるのは、法律に基づいて、あるいはいろんな条例、規則に基づいて対応してくださいよというときに、そこで民間のエゴがあってはならないと思うんですよ。その辺の線引きをしっかりとしながら、この問題は長くかかっていますので、だから、対応を誤らないようにやっていただきたいと思えます。

青木：山田議員の意見は一つの見識

県が推進している政策に合致するか、その事業計画が地域住民の福祉の向上に寄与するか、そのような観点を持っているか、複眼的な思考の中で行政とは進んで行くものだと思っている。この事案の場合、19年もゴルフ場計画は中断したまま、完成しない。その開発行為によって被害を受ける状態を解消しなければいけない。ゴルフ場が未完成のまま放置されている（広大な土地が）、それは県の当初の開発許可の政策目標に合致していたのか、今、地域振興を掲げている地域政策課の政策に合致するのか、また計画の反対や見直しを求めている地域住民の福祉の向上に寄与しているか、というような観点も重要であると考えます。今、中断し放置されているゴルフ場計画は、申し上げた要素から見ると、どのような認識になるか？

地域政策課長：中断されているゴルフ場については土地利用対策要綱で土地利用承認をし、森づくり

推進課の方で林地開発許可において許可をし事業が進められているが、資金繰りが悪くなり中断している。ゴルフ場として土地を提供した方々も最初の頃はゴルフ場が出来ると思われていたが、それがなかなか出来なかった。元の地権者もいずれは出来るであろうとお待ちになっていたと思う。先程答弁したとおり、今後もそれぞれの所管の法律に基づいて、霧島市とも意見交換をしながら、その中で住民の意見も聞き、対応して行く。

青木：今、答弁を求めてきた事は今後とも、議論してゆきたい。

代表質問で調整池の土砂排除、施工計画について質問を行った。土砂の全面排除は4月末までに行われたというのは林務の方で確認した答弁であろうが、5月28日に施工計画が出されたそうだが内容は？

森づくり推進課長：土砂の排除は4月末に工事が終わり、その後県で確認した。5月28日に出された施工計画の内容は

- ・ A調整池の下流の締切工は来年の4月末までに完成するという計画である。
- ・ 側壁、**たたき**、底盤のコンクリート工事が残っているが、これらは26年11月までに完成このような施工計画である。

A調整池の排土が済み、容量確保は出来ている。9×36メートルの擁壁が未施工であり、まず、水を止める機能を確保させる。来年の梅雨までに確保させる。計画。

水の浸透防止目的の側壁、**たたき**、取付け道路、このような部分が26年11月になっている。

青木：A調整池は締切工が出来ていないので下流に影響を与える恐れがあるのだと思うが、来年の4月、梅雨前までという事であるが、今年は、今梅雨の真っ最中であり台風の襲来も想定されるが今年の下流域の安全は守れますか？

森づくり推進課長：施工計画では5～7月は農繁期の時期であり、この期間については工事を止める、地元の話もあったと思う、その時期は抜ける。現在、現場では約半分の留壁がある。その裏は70メートルの盛土構造になっている。留壁は必ず必要であると指導しているが、すぐにそれが決壊して云々という状況では無い。留壁をする事により完璧になる。調整池の機能的には整う。

青木：締切工が来年の4月までで良いが、その間の下流域の危険は現状では想定されない、だから即座の対応は求めているという事か？

森づくり推進課長：対応をすぐに求めない事では無い。8月に着手し終わるのが3月、途中3ヶ月休む、その片付けの準備として1ヶ月、そのような工期になる。金額的に2,500～3,000万円の工事になるのではなかろうかという事で、妥当な工期である。8月工事開始、終わるのが3月、後片付けを含めて4月には終わる。

青木：県の考えによると 70メートルの留壁が存在している、すぐさま決壊する恐れがあるとも思えない、災害が起こる心配は今のところ無いという認識で良いか？

森づくり推進課長：災害というのは降水量とか、状況によって異なる。災害が全く無いとは言えない、調整池の機能として時間雨量75ミリ降った場合に溜めて、それを自然に流して行くという機能がある。4月末までに68,000立方の容量が確保されている。溜める機能はある。溜める機能が外へ出さない、決壊しないかという構造には一部不備がある。これが現状である。裏の盛土の幅は70メートルある、これで十分かは地検していないので何とも言えない。これらを勘案して来年の梅雨の時期までに、着手は8月、早急に完成するように指導を行っている。

青木：引き続いて側壁、タタキ、底盤のコンクリート張り、取付け道路、これらは26年11月までには完了するという施行計画であるが、県としては大きく2つに分かれる施行計画は妥当なものとして認めて、今後は遵守させるというスタンスか？

森づくり推進課長：施行計画は事業者から出たわけである。県としては慎重に検討された結果、実行可能な計画だと理解している。この計画に実施されるように指導して行く。

青木：会派として再度現場を見る事になろう。現地視察で調整池の他に水路が崩壊したままであったり、その他にも近隣の住民に被害が及ぶ可能性が指摘されその現場を見てきたが、このような事に対する指導を行うか？

森づくり推進課長：土砂流出の関係の質問と理解する。大型土嚢を積んで土砂流出を防いだり、今回排除の57,000立方の土砂はクラブハウス予定地に運んだ。一部緑化の作業をした。仮沈砂池を

設け、上水だけを流すような事を行っている。県は定期的に現地に行き振興局、森づくり推進課で巡視しており、気がついた時点で事業者を指導している。

青木：この事案が毎回議論されるような状態になったのは、これまで毎年適切な指導をしてきたとの報告があったにも関わらず、沈砂池が雨が元凶になっている事を県は放置した事に大きな理由があると思う。一番の原因は事業者である。それを指導監督すべき県にもあった。そういう意味では現場に見てきちんとチェックをしているようであるが、その要因などは調査したか？

森づくり推進課長：林地開発許可の指導をする係がある。1名増員した。

青木：5～7月は工事を控えて欲しいとの要請を受けているとの説明があったが、水利組合から正式な具体的なものがあったか？

森づくり推進課長：具体的な要請ではない。土砂排除については県は5月末と指導文書にあったが、地域の方々と話をした中で田んぼへの通水を行うから4月末までに終わらせてくれとの話があった。それを踏まえて事業者は5～7月は工事を止めるという計画を出した。

青木：県として確認をしたわけではなく、事業者がそのように言い、5～7月の3ヶ月は工事を中断し8月から着手、3月までに終わる。それはA調整池の締切工の話か？

森づくり推進課長：その理解で良い。

青木：3月議会の環境厚生委員会の会議録には当時の森林整備課長は「事業者の工程表でゆくと調整池の残りの部分になりますけれども」という答弁がある。調整池の残りの工事とは締切工、側壁、タタキ、底盤、取付道路を言っていると理解して良いか？

森づくり推進課長：そのとおりである。

青木：そうすると、後に続けて森林整備課長は「7ヶ月程度必要とするというふうになっている」と答弁している。この7ヶ月という数字に対して同僚議員が確認をしたところ、「工事をずるずる延ばす事は到底出来ない事」だと答弁している。先ほど、締切工については来年3月(予算2,500～3,000万円との報告があった)、側壁、タタキ、底盤、取付道路は施行計画の説明によると26年11月まで掛かるとの報告があった。当時の森林整備課長の認識とこの施行計画を承認した立場の森づくり推進課長の認識はずれがあると思うが、説明を求めらる。

森づくり推進課長：委員の発言どおり、そのような答弁をしたのは事実である。それ以降事業者に対して早期の完成を折衝、指導をしてきた。ただ事業者には経済との関係があるのではと考えている。実際出てきたのは26年11月であった。県としては調整池が完全に終わる、完成させる事を重点に置いて実行可能な計画が出たと考えている。ただ、防災上重要な部分、A調整池の締切工の部分については早期に、来年の梅雨までにはという事で計画書が上がってきた。

青木：計画書が上がってきたのは事業者の施行計画であるから、指導監督を行うべき県が「前回の事業者の工程表の中を仔細に検討し、その上で7ヶ月程度掛かるね」と認識していたものを実行可能な計画という事で2年に延ばすというのは承服し難い。その間の災害、被害の危険性が完全に除去されたわけでは無いから、どうしてそのような認識に至ったのか、実行可能な計画、事業者の懐具合みたいな説明をしたのか？

森づくり推進課長：県は調整池の防災機能を重視した。68,000立方の確保、調整機能で重要な締切工は梅雨前(来年の)に完全に終わらせる事を第一点に考えて施行計画の中身を吟味した。その結果、調整池の機能については、これがきちんと出来て、工期的にみると、金額的にも標準的な工期でやっている。これについては評価している。ただ後の分について、事業者の方からはこのような計画になっている。ただ、2年間に何もしないとというわけではなく、当然、法面については侵食があったりするので、きちんと維持管理をやってゆく、土砂が溜まったら、土砂の排除をする、これについては県も現場を巡視するので、その中で適切に指導して行く。

青木：その辺りが納得出来ないところである。締切工については標準的な工期を確保、なるほど、梅雨前には終わらせてくださいという事でOKだが、次の工事は標準的な工期は7ヶ月と県は認識を示したにも関わらず2年で良いですよ、財政的な事情がありますと言うだけで、このような判断をして良いのか？

森づくり推進課長：森林整備課長は標準的な工期とは1～2億という経費になると約1年以上掛かると答弁している。全体工期は1年以上掛かる工事であるが、調整池の機能、防災的なものにメイ

ンを置いて、その分をしっかりやらせる。その後については何もしないというわけでは無く、きちんとした維持管理をしながら、補修をしながら完成に向けて事業者を指導してゆく。

外園：延々2時間議論している。陳情・請願含めて継続審議については要点よくやっていただいて、まだ特定調査、一般県政があるわけですよ。だから、5時までにはやっていいわけでしょうけれども、話をずっと聞いておきますと、それはもう青木先生と執行部のやりとりだけで、よく我々もあんまり意味がわかりませんので、わからんところは青木先生が自室に呼んでしっかり聞かれてやったほうがいいんじゃないですか。要点はわかっているんですから、ぜひ要点よくやってください。

青木：外園県議から意見があったが、県議会の審査というのは県民から付託された大事な事をきちんと会議録に残して行く事に意味がある。私もいたずらにだらだらと長くするつもりは無い。

課長、原因者は誰であるかを押さねばならない、これは事業者でしょう？ その事業者を適切に指導監督助言していれば、このような事態は起こらなかった。県にも瑕疵がある。その中で議会で大きく取り上げられ、こういう事態に至っている。主たる原因を作った事業者の事情をことさら理解したり、ことさら取り上げて、7ヶ月という工期が2年に変わってしまった。そのような事が、改めて質問するがこの工期について施行計画は26年11月となっているが、途中での様々な防災対策、工期は一日も早く前倒しをする事を事業者に指導するとの答弁をもらって、この問題は終わりたい。

森づくり推進課長：委員の発言どおり、防災的な面については十分指導して行きたい。当然、工期については、施行計画はこのようになっているが、早く終わる事についてはお互い努力、事業者には指導して行く。

松崎：林地開発許可とは防災施設の先行実施を許可の条件にしている。県としてはこの「許可条件が遵守されていない状況にある」との認識で良いか？

森づくり推進課長：林地開発の許可条件においては「主要防災施設の工事を先行し」という事になっている。現在調整池については一部未施行はあるが、先行して実施している状況にある。このような認識である。今後完成に向けて施工を進めて行くという事で、今回施行計画が出された。施行計画が完全に実施されるように指導してゆく。

松崎：施工中であって、完全に実施されていない、遵守されていない状況が19年間続いてきた。これは違法状態が継続していると言えるのではないか？

森づくり推進課長：許可条件では先行し、完成したら届けるとなっている。今、先行して実施している状況にあるという理解である。

松崎：林地開発許可とは期限はなくて、この遵守されない状況、実施中がずっと続いてきた分けであるが、その間に、この調整池がきちんと整備されていない事が原因ではないかと思われる洪水が発生したが、その期限とは何も考えていないのか？

森づくり推進課長：林地開発許可制度においては許可期限は無い。

松崎：許可の取消しとはどう状況で行われるか？

森づくり推進課長：取消の条件は①無許可で開発行為を行った者、②許可条件に違反した者、③偽り、その他不正に許可を得た者、この3項に該当したものは監督処分となる。

松崎：どう考えても、この状況は許可条件に反しているという状態が続いているように思うが、施行計画書が出され、底盤、擁壁などは26年11月までに済ませるという内容は県としては実施可能と理解しているとのことであったが、平成24年4月26日に、霧島市、住民、事業者の3者協議が行われ（代表質問で紹介された）、事業者は調整池まで完成できる能力は無いと自ら持っていないと発言、今回の排土でも7,000万円ほどかかった、これ以上擁壁を積むことは不可能な状態であるとも言っている。それが一転して5月末に工事をやります、26年11月まで終わると、この間の状況からすると、4月末にこれ以上お金を掛けられない、お金を掛ける力が無いと言ったこと、この間、ずっとほっておいて、県が、色んなところで住民も働きかけ、県議会でもこの問題が取り上げられ、そのような中で県も指導を強めながらというか、土砂の排出も行われてきた。施行計画も示された。本当に信頼に足るのか、それでも実現可能だと言うのか？ 工事をするには必ず金が掛かる。4月末にお金が無いから出来ないと言った、このような事実があるわけで県としてはそれでもこの計画は実現可能だという根拠は何か？

森づくり推進課長：4月の3者協議の話と思う、それによると資金力は無いと発言しているが、しばらく猶予を願いたいとの言葉も入っている。県としては昨年11月の文書（知事発の通知文書）による指導を行って、それによって土砂の排除、施行計画の提出について指導した。57,000立方の土砂の排除、施行計画の提出があった。それに基づいて実施されると考える。それに向けて県としても指導して行く。

松崎：青木県議とのやりとりで少しでも施工期間が短くなるように県としても指導して行くことだった。資金力についてしばらく猶予して欲しいと言っていることについて、26年11月になっているからもうしばらく様子を見て資金を貯めながら、26年11月には間に合うように何とかしようと、このように受け取れる。そうであれば、今年も梅雨の最中で、台風が来るか分からない、25年も26年も梅雨の時期を越すわけである。そう考えるとこのような悠長な事は言っていられないと思うが、施工計画からすると着工はいつか？

森づくり推進課長：8月から準備工として入る計画である。

松崎：8月からということであれば、その後の9月議会で8月にちゃんと着工されたか、何処まで進んでいるか確認をする。

外園：るる、青木、松崎議員が話をしたが、擁壁、砂防工事、相当掛かるわけだが、色んな事が言えるかもしれないが、この問題は非常に長年に渡って言っているわけであるが、住民の方々にとっては恐縮な言い方であるが、結婚式場を作ろうとしていた。需要が無い。葬儀屋に変えた。あるわけですよね？ あるわけですよ。そうした時に使い方というのが、一番問題となっているのは60,000立方の膨大なゴルフ場跡地の湧水地とかそういうので、住民の方々は困っているわけですね？ この会社というのを考えてみると中々財政的に困難だとするとしたならば、養豚場がどうのこうのというのは別にして、新たな道として何か作ることによって、その住民が困っている、明日もあさっても雨が降るときに、それを反対に作ることによって、そういう施設が完成することによって、それは臭いの心配とか色んな事があるかもしれないが、この間、奄美大島の採石場の問題、代執行を行った。取れなかったではないか県は。もしその会社が、もしすると、住民の方々をその堰堤というのは県が代執行で作ってやって、裁判をして、それから一円も定期預金は無かったではないか？ 奄美大島の採石場、ゆくゆくはそういうことになる可能性があるとしたならば、やはり県も住民と中に入って、そういうことも一つの手立てとして、僕はまず住民が安心して暮らせる地域づくりが一番なんだから、中長期的に、松崎議員が言うように25年先、26年のことを業者も言わないで、みんなの地域の住民の方々も当面、自分たちの安心安全の地域作りはどうするのか、そうした時に色んな形で掘り下げて現実問題としてこの問題を解決していかないと永遠に解決できない。最終的には奄美の採石場みたいな代執行になって災害が起きて擁壁をすぐ作らねばならない、今ちょっと計算して9メートル36メートルの堰堤は1億、2億では出来ない。生コンだけでも相当いる。簡単には出来ない。その業者が力があるかは分からないが、県としては、しっかり中に入ってやって、逃げないで、そういう第3者の道というのもあるわけであるから、地域住民にも納得するところは納得させて県も、こういうことも一つの方法じゃないですかというべきだ。どうか？ （この議員さんは自民党県連幹事長です。）

森づくり推進課長：防災面については今回の施工計画にあるとおり、来年の4月までに防災機能を持たせる。という指導をする。住民に防災機能で安心してもらうことが重要と考える。その方向でしっかり指導する。

委員長：取扱い意見を求める。

山田：3004号について、事業者による土砂排除も県の指導の期限まで行われ、また防災施設の施工計画も提出されたとのことで事業者の今後の対応状況について、もう少し様子を見て判断するのが適当と考える、継続審査すべき。

青木：3004号について、かなり長期間議論がなされており、直ちに採択をすべき。

松崎：3004号について、県の土地利用対策要綱の目的にあるように「良好な地域環境の確保及び県民福祉の増進に寄与する」という立場から考えると県として、もっと速やかにやるべきことがあることから採択すべき。

委員長：3004号は継続審査と決定する。